

第 93 回滋賀県入札監視委員会 会議録（要旨）

日 時	令和5年8月2日（木） 13：30～16：30
場 所	大津合同庁舎6階 6-D 会議室
出席委員	杉浦委員長、小林副委員長、中本委員、北谷委員、須藤委員

結果

該当期間の入札契約手続に問題は見られなかった。

議題（1）滋賀県発注工事等に関する入札・契約手続の運用状況等の報告について

（令和4年12月～令和5年3月）

事務局	下記資料を事務局より説明 （資料1）入札方式別発注工事総括表 （資料2）入札方式別発注工事一覧表 （資料3）入札参加停止等の運用状況一覧表 （資料4）審議対象工事等一覧 （資料5）滋賀県発注工事等落札率の推移 （資料6）落札決定誤りの状況一覧表
委員	落札決定取り消しは発注者側の手続きミスが原因ということか。
事務局	ご認識のとおり。
委員	受注者側は手続き等にミスがあった場合、ペナルティがあるのに発注者側にペナルティはないのか。
事務局	発注者の手続きのミスがあった場合はマスコミを通じて、県民の皆様に公表している。
委員	落札決定取り消しをした案件のやり直しの手続きはどのようにするのか。
事務局	取り消し後速やかに手続きを進めている。一般的には約2か月後に再公告している。
委員	再公告する際は、落札決定取り消しがあった旨を公表しているのか。
事務局	再公告の際は公表していない。
委員長	落札決定取り消しを行った案件の経緯と対象となった入札の情報はどこまで公開となっているのか確認したい。
事務局	経緯は公表後、応札者からの指摘により、ミスが発覚したもの。落札決定後、取

委員長 事務局	り消しまでの間は、「落札者」「落札金額」「応札者」「応札金額」「予定価格」「最低制限価格（調査基準価格）」が入札情報公開システムに掲載され、全事業者が閲覧可能である。 応札者はどのようにしてミスに気付いたのか。
委員 事務局	応札者の積算能力が高まっていることもあり、予定価格を公表後、応札者が積算した価格と差異があり滋賀県に問い合わせをしたと推察する。 予定価格が上がることにより、最低制限価格も上がるのか。
委員 事務局	上がる。 ということは失格だったものが失格ではなかったという場合もあるのか。
委員長 事務局	ご認識のとおり。 再公告をする際は前回に応札した応札者は予定価格がおおよそわかった状態で応札することになるのか。
委員 事務局	再公告は当初の案件と全く同じ内容ではないため、予定価格は変わるようになる。 応札者は応札前に疑問点がある場合、質問はできないのか。
事務局	質問期間を設けている。 落札決定取り消しが今後起きないように職員への周知・指導を進めていく。

議題（２）抽出された工事等の競争参加資格の設定方法等の審議について

①番号 188【令和４年度 第 AK31－３号 国道 307 号補助道路整備工事】

道路整備課 一般競争入札（制限付）

発注機関 委員	（概要説明） 総合評価で県内営業所の有無の加算点が 0.5 点の応札者がいるが、1.5 点ではないのか。
発注機関	主たる営業所が県内にある場合は 1.5 点、従たる営業所が県内にある場合は 0.5 点として差をつけている。
委員長 事務局	1.0 点をつける場合はないのか。 ご認識のとおり。
委員 事務局	案件ごとに配点はかわるのか。 評価基準は難易度と工事規模によってタイプを分けている。例えば標準型の場合、主たる営業所が県内にある場合は 3.0 点としている。
委員	総合評価で配置予定技術者等の実績とあるが、0.7 点の加算理由について確認したい。
発注機関 委員	工事の成績評定によって配点をしている。 総合評価委員会について、第三者は入っているのか。

事務局 委員長	第三者を含めて審査している。 手続は適切と判断してよいか。(各委員了承)
------------	---

②番号 203【令和4年度 第 B451-5 号 多賀永源寺線（安場橋他）補助道路橋梁修繕工事】

東近江土木事務所 一般競争入札（事後審査型）

発注機関	（概要説明）
委員	最低制限価格未満の応札者が多いが原因はなにか。
事務局	資材等の高騰など社会情勢が影響しているのではないかと推察している。
委員	失格者の金額はほぼ同額となっており、この額が標準価格と思う。 落札者は失格者より高い金額となっているが、今後の案件も含めて分析してほしい。
委員長	無効者がいるが、無効理由はなにか。
発注機関	積算内訳書の商号名称に誤りがあったため無効とした。この件については本課に確認を取ったうえで無効としている。
委員	積算内訳書は提出後差し替えできないのか。
事務局	再提出は認めていない。
委員	無効理由の根拠はあるのか。
事務局	入札説明書と積算内訳書の注釈に記載している。
委員	積算内訳書の注意書きは規則に基づいて記載しているのか。
事務局	滋賀県財務規則 199 条に「入札の無効」に関する記載がある。
委員長	手続は適切と判断してよいか。(各委員了承)

③番号 313【令和04年度 第 12 号井之口地区実施設計業務】

湖北農業農村事務所 一般競争入札（事後審査型）

発注機関	（概要説明）
委員	業務は設計のみか。
発注機関	ご認識のとおり。
委員	この業務において、何が一番難しいのか。
発注機関	ほ場整備について、区画の平面的な検討だけでなく、用水の流れを考慮した三次元的な検討を行う必要がある点が難しいと考えている。
委員	地権者の同意はもらっているのか。
発注機関	すべての地権者から同意をいただいている。
委員長	この事業をすることで県にどのようなメリットがあるのか。
発注機関	農家からの申請事業であり、地域のために行っている。
委員長	ほ場整備に伴う減歩によるトラブルが生じる可能性があるが、どの地権者の田からどれだけ区画面積が減る、というような検討についても、この設計委託に含ま

発注機関	れているのか。
委員長	含まれない。区画割設計後、どの田を権利者に充てるか、換地処理業務として米原市が別発注を行う予定。
発注機関	もし換地処理中にトラブルがあれば、工事が途中で止まってしまうのか。
委員長	工事にかかる前に換地処理を行うため、手戻りは生じないものと考えている。手続は適切と判断してよいか。(各委員了承)

④番号 525 【令和 04 年度監委第 1 号 滋賀県立総合病院放射線治療棟新築工事その他工事監理業務委託】

病院事業庁 随意契約

発注機関	(概要説明)
委員	当該業務ができる唯一の業者と説明があったが、近隣の中で唯一という意味合いか。
発注機関	そうではない。当該施設を熟知した業者でなければならぬため当該業者と契約した。
委員	落札者は医療に関する業務のみを扱っているのか。
発注機関	そうではないと思う。
委員	なぜ当該者と契約したのか。例えば過去に同種の実績等あるのか。
発注機関	過去に病院事業庁で契約した事例がある。全国で 10 者医療関係に精通している事業者がいる。
委員長	10 者医療関係に精通している事業者と説明があったが、なぜ当該者と随意契約したのか。
発注機関	設計内容を熟知した事業者が監理をしなければならないと考えた。
委員長	設計の段階で設計と監理を一括で発注すればよかったのではないか。
発注機関	滋賀県の方針で原則分離発注をすることとなっているため分けて契約した。当初は両業務について入札による契約を考えていたが、設計の意図を設計図書で伝えて監理をすることは困難と判断し、設計を行った事業者と随意契約をした。
委員	契約方法についてはまず担当で判断するのか。
発注機関	そうである。その後審査会で決定する。
委員長	今回については審査会で問題ないということだったのか。
発注機関	ご認識のとおり。
委員長	すべての案件を分離発注するのではなく業務に応じて一括発注も検討してみたいかがか。
	手続は適切と判断してよいか。(各委員了承)

⑤番号 218【令和 04 年度 第 7 号 国宝延暦寺根本中堂および重要文化財延暦寺根本中堂廻廊
保存修理工事】

文化財保護課 一般競争入札（制限付）（低入札）

発注機関 委員	(概要説明) 費用はどこが負担しているのか。
発注機関 委員	国指定の文化財のため、文化庁から補助金が出ている。施工は滋賀県が行う。 費用の詳細は。
発注機関 委員	国庫補助金が約 60%で約 40%は所有者が負担している。また一部県・市が補助している。
委員長	総合評価の提出資料の不備により無効者がいるが、提出資料についての説明は十分しているのか気になる。不備の理由はなにか。
発注機関 委員長	施工実績は確認できるが、現場代理人等を確認できる資料がなかった。 提出様式にどのような資料が必要なのか明確に記載がないため、このようなミスが起きるのではないか。
発注機関 委員長	提出資料について明記させていただいており、十分読み取れる。 確認できない資料があれば、その都度提出を求めることはできないのか。
発注機関 委員長	再提出は認めていないため、そのようなことはできない。
委員	制度の改正を促すことが必要なのではないか。
委員	提出資料について、具体的にどのような資料が必要なのか明記はされていないが、入札参加要件を基に読み取らなければならないのか。
発注機関 委員長	具体的には記載していないが、通常読み取れると認識している。 確認資料の例示をしてもいいのではないかと感じる。 不備内容に日付の記載漏れがあるためとあるが、異なる様式で提出された場合どのように対応するのか。
発注機関 委員長	提示している様式以外のもので提出されることは想定していない。
委員	制度に縛られすぎている気がするため、改正を検討した方がよいのではないか。
委員	滋賀県では無効になる資料は他府県で提出した際は無効になるのか。 無効にならない場合は、滋賀県の要件が厳しいのではないか。
委員	不備書類(日付のない書類)が有効な書類として成立していると判断された場合、手続きに問題があると言わざるを得ない。日付がないからと言って無効な書類と判断はできない。ルールで明確に無効な書類の具体例など列挙しているのか。
委員長	書類の日付の重要性はそこまで高くないと思う。
委員	本案件は事前に審査をするため書類の再提出を求めてもいいのではないか。
委員長	低入札価格調査の数値的判断基準の現場管理費について、判断基準が 80%となっている。管理費なので、工事の品質確保と直接関係すると思わないため項目について検討する必要があるのではないか。

	手続は適切と判断してよいか。(各委員了承)
--	-----------------------

⑥番号 325【令和 04 年度 第 404-6 号 愛知川河川環境保全設計委託】

東近江土木事務所 一般競争入札（簡易型）（低入札）

発注機関	(概要説明)
委員	14 社中 13 社が技術評価点および入札価格が同値、同額であるが、総合評価審査委員会で問題視されていないのか。
事務局	議論になっている。総合評価の評価基準である「配置予定技術者の実績」と「企業の実績」について今までは実績の有無で加点をしていたが、令和 5 年度から改正しており、実績件数を基に加点しており、差をつけるようにした。
委員	一般的なコンサルタント等業務では金額が一致することについてはないと思う。
事務局	総合評価の適用タイプの選定方法は業務規模と業務難易度で決定している。しかし、着目点に関する技術提案を求めることで品質の向上が見込まれる場合、業務標準型（技術提案を求めるタイプ）に変更することが可能であるため、このような制度を活用して、ご指摘のあった内容について運用していきたい。
委員	コンサルタント等業務はなぜ応札価格が一致するのか。
発注機関	こちらが提示している積算の根拠資料がほとんど公開されているため。
事務局	本案件は河川の予備設計であり、定型的に国の積算が判明するため、おのずと応札金額は一致すると推察する。
委員長	低入札価格調査対象者について「一般管理費等」が低いが他の応札者の分析はしたのか。
発注機関	対象者以外は詳細まで分析していない。
委員長	対象者以外の分析をすることで新たな気づきがあり、制度の改正につながるためぜひ分析してほしい。
	手続は適切と判断してよいか。(各委員了承)

以 上